

令和 4 年 10 月 14 日

第 38 回
国家戦略特別区域会議

渋谷区 提出資料

— Shibuya Startup Support —

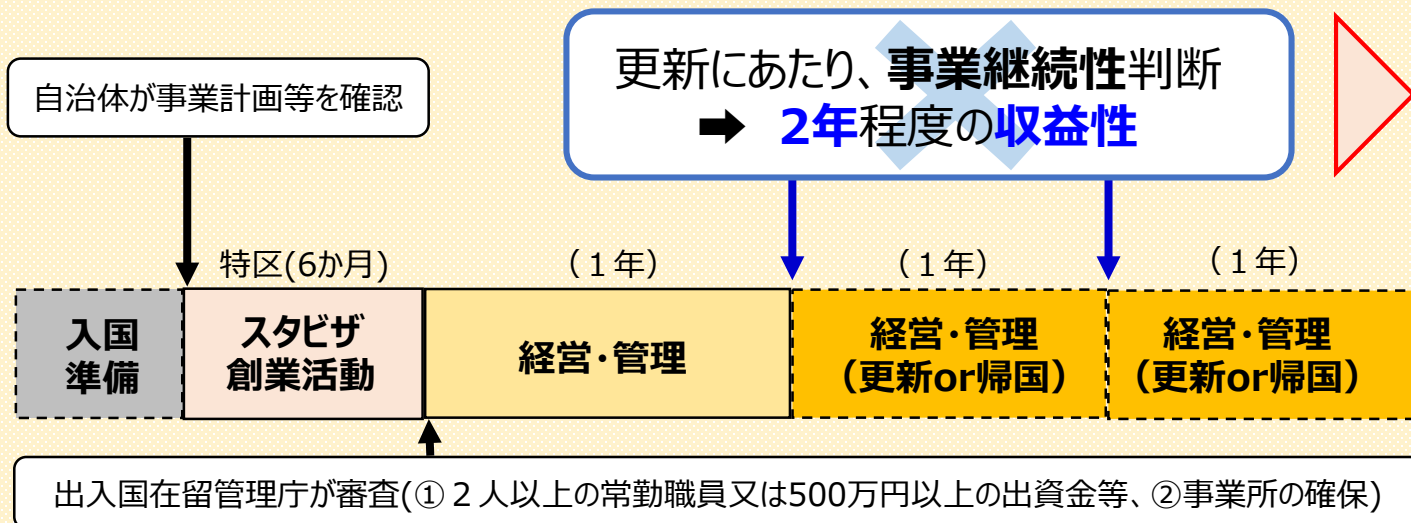
課題 経営・管理ビザの更新時に**2年**という短期間の**収益性のみ**で判断するのは、スタートアップの実態に合っていない。

現状・
ニーズ

- 創業後**2年以内で黒字化**に至るスタートアップ企業は**4分の1以下**。
- 黒字化しなければならないため、ハイリスク・ハイリターンな**革新的なビジネスモデル**ができない。

新規提案

◎ 経営・管理ビザの更新時、収益性判断を**最大5年程度**にするとともに、収益以外の**柔軟な判断基準**を新設
(適切な在留管理を担保するため、**(仮)スタートアップコンソーシアムの活用**により**管理体制を強化**)



- 【事業継続性判断の要件見直し】**
- 収益性判断を**最大5年程度**
 - 収益以外の**売上高や業績、投資評価額**など審査基準の新設・柔軟化
 - 審査や在留管理に「**スタートアップコンソーシアム(仮)**」を活用し、**管理体制を強化**

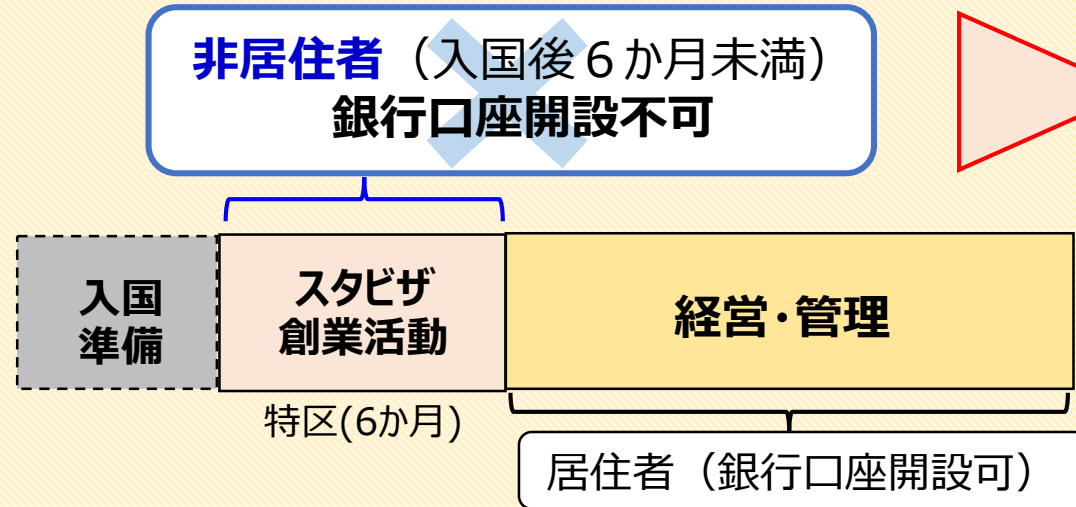
日本国内で海外からの**起業家やスタートアップ創業人材**が**活動を継続しやすい環境を整備**

課題 入国後6か月間は**非居住者扱い**となり、取引制限の無い**銀行口座開設ができず**、迅速な営業活動が困難

- 現状・ニーズ
- **「非居住者円預金口座」**では、口座引き落としが利用できない、海外送金が制限されるなどの**制約有り**。
 - 1年間の就労ビザを持っていたが、**入国して6ヶ月未満**であるため、**口座開設できない**と言われた。

新規提案

◎ 入国時に経営・管理ビザへの**更新要件や事業継続性要件を充足**する見込みが高いと認められる場合には、**「みなし居住者」**として口座開設可能な居住ステータスを付与



「みなし居住者」として銀行口座開設可能

→スタートアップに係る滞在者につき、創業開始だけでなく、**更新時**において**要件充足する見込みが高い**と判断される場合、通算で6か月以上の「みなし居住者」とする。

※第三者審査として、スタートアップ・コンソーシアム（仮）を活用

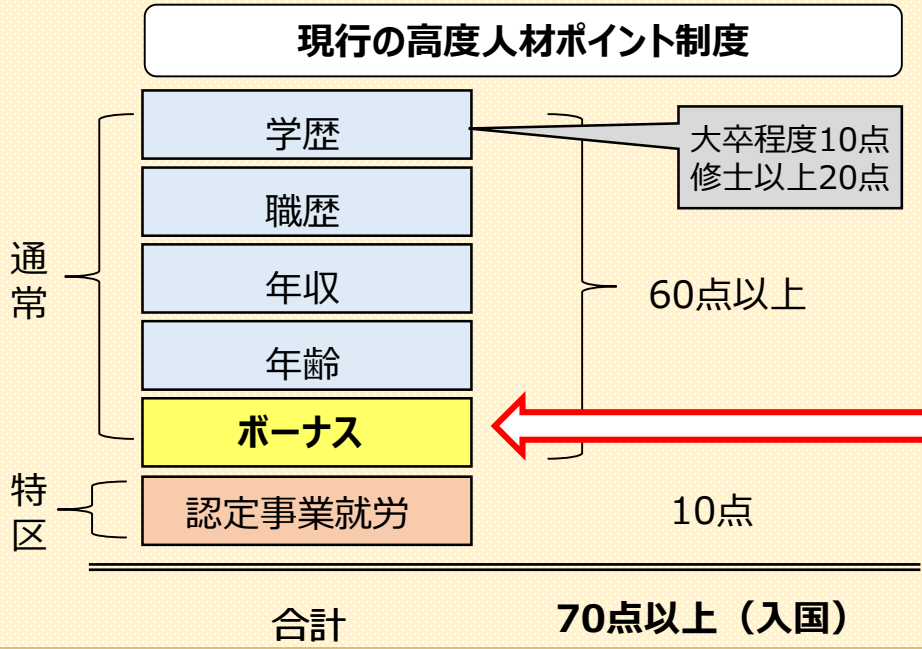
▶ **銀行口座開設**により迅速な創業・営業活動が可能となり、**起業家・スタートアップ創業人材の活動を後押し**

課題 現在の**学歴中心**のポイント制度の下では、有能な**投資家や技術者等の外国人材が流入しづらい**。

- 現状・ニーズ**
- 米国では、**70%のエンジニアが独学**で学んでおり、トップエンジニアの**3割近くが大学を卒業していない**。
 - 「**高度人材**を誘致・維持する魅力度ランキング」において、日本は**25位**に位置している。

新規提案

◎ 多様な人材を呼び込むための新たな観点として、**ビジネス上の実績**など、学歴に捉われない**評価指標を新設**



追加ポイント項目 (例)

金融資産	5点~35点	信頼ある人物からの推薦	××点~××点
投資家経験	10点~15点	立ち上げ企業数/総企業価値	××点~××点
ビジネス経験	10点~15点	業界紙等での掲載経験	××点~××点
ビジネスイノベーションの資格	各5点~15点	寄附実績 (社会貢献)	××点~××点

※ 第三者評価として、スタートアップ・コンソーシアム (仮) によるポイント評価を介在

海外から多様な高度人材を受け入れる仕組みを構築し、**世界の人材獲得競争**において**日本の優位性が向上**